

一山議員 それでは、通告してありました2点について、お伺いします。まず初めに、所有者不明土地と空き家対策についてお伺いします。不動産登記簿などを見ても、所有者が直ちに判明しない、判明しても連絡がつかない「所有者不明の土地」が問題になっています。防災工事など緊急の公共事業をするにも所有者不明のため土地買収の手続きに時間がかかったり、放置され朽ち果てた空き家が地域社会に迷惑をかけています。国民生活にも悪影響が及んでいます。例えば、空き家の場合、管理責任がある所有者が不明になると、老朽化が進み、倒壊の危険性が高まったり、害虫の発生による衛生問題、さらに不審者の侵入による治安の悪化という深刻な被害を周辺住民に与えてしまいます。所有者不明の土地の場合は、緊急を要する防災工事や災害復旧工事で土地買収の交渉相手である所有者がなかなか見つからず、事業が何か月も滞るといった問題が発生しています。政府は近年、空き家対策などに取り組んできましたが、所有者不明の問題に関して、土地法制のあり方にまで踏み込んだ議論をするため、9月から国土交通省の国土審議会特別部会で検討を開始しており、財産権を尊重しつつ、所有者不明の土地の有効利用に道を開く制度の構築が期待されています。地籍調査を活用して国土計画境界の研究会が6月に公表した推計によりますと、宅地の14%、農地の18.5%、林地の25.7%が所有者不明で、所有者不明の土地面積の合計は、約410万haに相当し、これは九州の土地面積約368万haを越えていると言われているのはご存知かと思えます。こうした現状は相続登記が義務ではなく、任意とされているからで、その結果、戦前から多くの人は何世代にもわたって相続登記を放置し、登記簿上では誰が所有者か追跡困難になっているのはご存知のとおりです。それでも「土地の値段は上がる」という土地神話が生きていた時代には、不動産は貴重な財産として所有者によって、しっかり管理され売買も進み登記も行われてきました。しかし、少子高齢化、地方の過疎化、人口減少という時代に入り、相続した不動産の財産価値が見込めず売買も困難なため、手間とコストのかかる相続登記もされないまま放置されています。今後もこうした傾向は続くと思えますし、対策が急務だと思います。所有者不明の土地でも公共の目的にかなう場合

は、利用できる新たな制度の検討が必要な時代になっていますが、財産権を尊重しながら有効利用をと思いますが、この点についてはどうでしょうか、ご見解をお伺いします。また、空き家の把握はできているのでしょうか。何軒あるのか、そのうち管理責任がある所有者がいるのは何軒で、不明は何軒でしょうか。また、管理責任がある所有者不明のところは、どのように対処されているのか、また、所有者のわかっているところは、どのように対応されているのかお伺いします。それから、「所有者不明土地」について政府は国土の荒廃につながりかねない深刻な事態ということで、国や自治体はできることから、早急に改善を講じなければならない。所有者不明の状態が続くと、固定資産税などの税徴収はもとより、都市計画や農地の集約化、森林保全など、国民生活に密接に関わる事業に多大な影響が及ぶと言っていますが、全国の自治体では既に地域の再開発や道路整備、また、防災対策といった公共事業を進める際、土地所有者の特定に膨大な時間とコストがかかり、事業の大幅な遅延や停滞が生じています。また、懸念されるのは、急速に進行する少子高齢化と人口減少が土地利用の機会を一層減少させ、問題が深刻化していくことで、それが証拠に有識者研究会は「このまま問題を放置すれば、40年時点の所有者不明地は、累計で約720万haに達する」とした将来推計を公表しています。さらに所有者不明地が及ぼす経済損失について、17年から40年の累計で約6兆円に上ると見通しをしています。看過できないのは、損失額の約6割に当たる約3兆6千億円が森林や農地の管理が行き届かないことで、洪水や土砂災害を防ぐ機能に支障を来すとしている点だと言っています。所有者不明地の拡大は、ごみの不法投棄や雑草が生い茂るなど、景観問題にも及ぶ可能性が高く、放置してきた国や自治体の責任は重いと言わざるを得ないと言っています。国土交通省は、増え続ける所有者不明地に歯止めをかけるために、一定の公益性を持った事業に限り、所有者がわからない土地を利用できる仕組みを整備する方針ですが、具体的には、長期間放置されている土地に5年程度の利用権を設け、自治体や企業などが公益性のある事業を進めやすくすると言っていますが、制度づくりで課題になるのは、所有者不明地を活用する際の条件設定だろうと言って

おり、県や市町村も国民の理解が得られる制度になるよう国への提言活動を積極的に行ってもらいたいと言われてしています。そこでお伺いします。本町では、この所有者不明土地は、何軒あるのか、把握はしているのか、所有者不明土地の解消にどのように取り組んでいるのか、今後、国へはどのように提言活動をしていかれるのか、また、所有者不明土地への町税はどのようになっているのか、また、どのようにしていくのかお伺いします。2点目に学校給食費と給食食べ残しについてお伺いします。徳島県内の市町村立小中学校の給食費は小学校で1食当たり最大175円、中学校で195円の差があることが徳島新聞のまとめでわかりました。年額に換算すると、小学校で3万3,250円、中学校で3万7,050円の開きがあります。9市町が生活困窮家庭への就学援助とは別に一律の給食費助成制度を設けて費用を下げているため、保護者負担の差が広がっています。各市町村の教育委員会や学校給食センターによりますと、給食費については、6町は月額で定めており、残りの17市町村は学校ごとに定めたり、1食当たりの単価と日数を掛けあわせたりして算出しています。各市町村の1食当たりの給食費を年間の給食日数190日として換算すると、小学校で1人当たり年1万2,350円、中学校で1万5,390円の差があり、9市町は独自に補助制度を設けているため、実質負担額は、それぞれ3万円以上に拡大しています。小学校での最高は2市1町の5万7千円で、最低は1町の2万3,750円で、各自治体の補助制度はさまざまです。一般財源で小中学校、1食当たり費用の半額を補助したり、町の基金を活用し、小学校で月700円、中学校で月1,000円を補助しているほか、小学校で第3子以降の給食費を全額補助している町もあります。1食当たりの給食が給食センターや共同調理場で異なる市では、地域差が生じないように助成を行うとともに、年間181食を越えた分の給食費について、全額補助しています。また、地産の米を使うことを条件に主食の費用を全額補助しているところもあり、その費用は副菜などの食材購入に充てており、保護者が負担する給食費は変わらないものの給食全体の質の向上を図っているところもあります。給食費は食材費以外に燃料費や光熱費を含む自治体もあり、食材費のみのところが11市町

村、ガス代といった燃料費なども含んでいるのは12市町あり、給食費と別に光熱費を徴収している自治体もあります。文部科学省は、公立小中学校の給食の無償化に関する全国調査に乗り出しています。子育て環境の充実に向け、独自に給食費を無料にする自治体が増えているため、実態を調べ今年度中に結果をまとめ、国としての支援策の検討などに生かすとしています。文部科学省によると、2015年5月1日時点で公立小学校の学校給食費は、月平均4,301円、公立中学校は4,921円で、ちなみに本町は小学校が月4,600円、中学校が月5,100円となっています。子どもの貧困などを背景に学校給食の役割に注目した自治体の中で無償化の動きが広がっており、16年度までに約60自治体が実施しているようです。無償化している自治体については、①補助制度の枠組み、②実施校数と予算額、③実現に至った経緯、④財源確保をはじめ実施前後の課題などを把握し、給食無償化が児童生徒や保護者、学校にとって、どのようなメリットがあるかも見て、家計の負担軽減だけでなく、給食費の徴収業務がなくなり教職員の負担が減ったり、人口減少に悩む自治体で、子育て世代の移住・定住につながったりする効果の「見える化」を目指すとしています。そこでお伺いします。給食無償化に対する見解、また、メリット・デメリットについてはどうか、本町は給食費補助はしていないが、助成、補助の考えはどうか。第3子以降の給食費の全額補助の考えはどうか。また、給食費の徴収状況はどうか、未納がある場合はどのように対応しているのかお伺いします。それから、徳島県内の市町村立小中学校の給食の食べ残しについて、6市町が調査していないことがわかり、調査している18市町村でも調査方法や期間が異なっており、正確な残食量や割合を把握しているのは一部にとどまっています。残食を減らすための取り組みも自治体によってさまざまに調査していない4町については、いずれも調理時に出る生ごみやその他のごみと一緒に処理するので、計量が困難なことや残食量が少ないことを理由に挙げ、市の担当者は「現場の負担も増えるので、全体で一律の調査は難しい」と、また、他の市では「小規模校が多く、過去の調査で残食は少なかった」と話しています。「残食量が少ないため計量をしていない」町もあります。一

方、調査している18市町村のうち、全学校の残食量を計量して年間の残食量や残食率を算出しているのは、2市2町で他の14市町村では特定の学校や期間を限って調べたり計量はせずに目視で確認したりと手法にばらつきがあったと言っています。調査結果は献立や調理方法の見直しに役立てられており、「残食量の多かったあえ物については、味付けを工夫した」と回答した市町村もあると言っています。調査の有無に関わらず、各市町村は給食の食べ残しを減らそうと努めており、給食の準備を手早く行い、低学年の児童が食べる時間を長めに確保しようとしているところや児童の体格に応じて量を調節してもらうよう、学校単位の協力を学校に依頼しているところもありますが、本町では給食の食べ残しの現状はどうでしょうか。把握は十分されているのでしょうか。その結果はどうでしょうか。結果を受けてどのような対応、対処をされているのか、無駄をなくすためにも、また、今後の取り組みをお伺いします。

杣富議長 福井町長。

福井町長 一山議員のご質問のうち、給食費の徴収と食べ残しについては、教育委員会からお答えさせていただきます。それ以外について、お答えします。まず、所有者不明土地と空き家対策についてですが、地方にとり地域の資源である土地と建物の有効活用は、重要な課題だと認識しています。まず、土地についてですが、現在、所有者の特定が困難な土地、所有者の所在が不明である土地、登記名義人が死亡しており相続人が多数となっている土地、台帳に全ての共有者が記載されていない共有地、いわゆる『所有者不明土地』について、具体的数は正確に把握できていません。これまでも地籍調査などを進める中で、境界が特定できず苦慮しているところです。しかしながら、この問題の解決は、過疎化と少子高齢化が進行する中、市町村レベルで個別に解決できる問題ではなく、広域的な取り組みが必要であると考えています。また、地方創生を進めるうえで、所有者不明の有無に拘わらず遊休未利用地の有効活用は、極めて重要であることから、今後とも国に向け、地方自治体が活用しやすいような法整備に向け要望してまいります。なお、所有者不明土地に係る徴税は、所有者、納税者が死亡した場合、地方税法第9条の2第1項の規定により相続人代表者指名にかかる届出の提出を受け、納税通知書及び還付に関する書類を受領する代表者の指定を行っています。さらに相当の期間内に届出がない場合は、調査の上、同

条第2項の規定により相続人の一人を代表者に指定し、その旨を相続人に通知しています。このような一連の事務処理により、殆どの土地にかかる徴税が行われており、今後とも固定資産税の賦課徴収に関し、納税通知書を送達できないような事例が発生しないよう努めてまいりたいと考えています。つぎに空き家ですが、現在、空き家再生と推進事業により社会資本総合整備交付金事業で除却と活用を行っています。空き家の把握については、平成23年から調査を行っていますが、現在は地域おこし協力隊や集落支援員の力を借り調査を行っています。調査内容は所有者の確認と活用方法の聞き取りで、現状で把握している空き家数は、平成29年3月末で236件、出羽島を除く。現在、空き家再生と推進事業に加え、空き家対策総合支援事業を行うため、空き家等対策計画を平成30年度に策定する予定で進めています。この中で専門家や地域の代表者等で構成する協議会を立ち上げ、詳しい空き家件数の把握をはじめ、空き家の活用、空き家バンクへの登録、空き家の除却等を計画してまいります。なお、空き家の管理責任については、防災上、隣接家屋への倒壊等、危険の伴う案件については、現場を確認のうえ指導等の対応を行っています。現在は、空き家再生と推進事業により交付金を利用し除却と活用を行っています。つぎに学校給食についてですが、まず私からは給食費の無償化と補助についてお答えします。昨年末現在、全国的に83の市町村で無償化が実施されていると聞いています。その理由は、子育て支援、地方定住、また、食育の推進とのことです。これらの状況を受け今年9月、文部科学省は初めて公立小中学校の給食の無償化にかかる全国調査に乗り出したとのことです。今年度中に結果をまとめ、今後の支援策を検討するとのことです。さて現在、学校給食法では、給食の施設整備の維持管理や運営にかかる経費は、学校の設置者が負担することとされ、それ以外の経費、具体的には食材については、保護者が負担することとされています。このようなことから本町では、1食当たりの給食費として、小学生が270円、中学生が300円を保護者に負担していただいております。要・準要保護児童生徒に対しましては、義務教育を受けるために必要な経費として、給食費も含んだ援助を行っています。また、他にも部活動と生徒派遣費、子ども医療費、おひさまスクールの利用料減額など、保護者負担の軽減に努めていることから、現段階では、さらなる給食費の無償化や補助については考えていません。基本的には少子化対策は、国策として行うべきであり、地方創生に給食費の無償化や補助を行うことは適切ではないと考えています。また、無償化された場合のメリット・デメリットですが、先程も無償化市町村の理由として掲げているもののほか、メリットとしては、学校の徴収事務の軽減や要・準要保護児童及び家庭の精神的負担の軽減があると思っておりますし、デメリットとしては、町単独で執行すれば、1,100万円ほどの財政負担が必要となりますし、継続性に疑義があると考えています。以上です。

枅富議長 久米教育次長。

久米教育次長 私からご質問の内、給食費の徴収状況と食べ残しの件についてお答えさせていただきます。給食費の徴収につきましては、学校で毎月、月ごとに集金していただいています、そのあと、町の会計に納めていただいています。現在、未納はなく、全額納入されているところです。つぎに、食べ残しの現状等についてですが、調理職員が毎日、これは学年ごと、品目ごと、品目と申しますのは、ご飯、パンなどの主食、主菜、副菜につきまして、3食の計量を行っています。牛乳につきましては、殆ど残食はないということで、牛乳につきましては計量を行っていません。11月の給食を例にとりますと、残食率は1日平均2.7%でした。食材や学年ごとの傾向はこの調査で、おおよそ把握できていますが、栄養教諭は、ほぼ毎日、子ども達と給食を共にし、栄養バランスや地場産物の情報などを交えて食育指導にあたりながら、ひとりひとりの傾向観察なども行っています。こうした情報をもとに、児童生徒の身体測定結果、年齢に応じた必要エネルギー等々も考慮した献立内容を、これは担任教諭と情報共有しながら作成しています。また、調理員や地域の方々を招いてのふれあい給食や、保護者の皆さんから「我が家の自慢レシピ」などを募集して実際の給食での提供なども行っています。地元産品の使用時、特に取り上げたい事案につきましては、啓発資料の掲示であったり、放送で紹介したりと「食」を通した様々な取り組みを行っており、効果は表れているということです。今後につきましては、こうした取り組みを継続して実施していくことが、食育も進めながらの残食の減少につながっていくものと考えています。以上です。

枅富議長 一山議員。

一山議員 再度、お伺いします。今後も空き家は増えていくと思いますが、今後、その対策、空き家の活用について、具体的な対策があればお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。また、所有者不明の土地家屋につきましても公共の目的に叶う場合は、利用できる制度もあるのではないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。また、学校の給食費につきましても、子育て支援の一環として補助制度を設けてはと思いますが、どうでしょうか。この点、もう一度お願いしたいと思います。

杣富議長 福井町長。

福井町長 空き家利用の具体的な施策ということですけど、先程も申し上げたんですけど、空き家バンクを設置して町外からの移住者に対して利活用していただくということを、今、進めています。空き家の、先程も申し上げましたけど、発掘と申しますか、今現在、使えるような空き家で貸していただける空き家が少ないというのが大きな課題なのです。空き家バンクの空き家がたくさんあって、皆さんに紹介できるような状況でなくて、空き家はあるのだけど、なかなかお貸しいただけないというのが大きな課題になっていますので、そのところ所有者の方に十分お話しをしながら解決していきたいと思っています。それと、土地の公共施設としての有効活用ということだったですね。それにつきましては、なかなか所有者不明土地と公的に利用したいという場所というのが、なかなか一致しないことが想定できるんですけど、そのような法律で所有者の不明土地での公共利用ができるということであれば、これから何らかの施策で活かせると思いますので、そういうことはできるだけ進めていきたいんですけど、一番、行政において困っているのは、例えば、道路沿いの土地で木材、木が非常に大きくなってきて、切るのに所有者が不明であるとか、なかなか把握できないというのが非常に困っていますので、そのような問題が解決できるような施策を臨みたいというふうに思っています。給食については、大丈夫ですか。あとよろしくお伺いします。

枅富議長 久米教育次長。

久米教育次長 再問についてですが、教育委員会単独でここで名言することは、なかなか難しい問題だと思いますが、給食費、これは教育も含めた子育てコストの軽減というのが、町長が開会の冒頭に申されました、今後、牟岐町魅力ある町、選ばれる町として、どういうふうに行行政として策を打てるのかというのは、その中で給食費というポイントとして、他にもいろいろ負担軽減施策というのが教育子育てコスト以外にもありますので、今後、財政部局とも協議しながら、どういった施策が子育て世帯に対して有効であるのかも含めまして、議論させていただきまして、一定の方向性というのは、その中で出てくるものと考えています。よろしくお願いします。

枅富議長 一山議員。

一山議員 所有者不明の土地につきましても、何とか解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。また、給食費につきましても、先では無償化できればと思いますので、よろしくお願いします。以上で質問を終わります。